

相続放棄・限定承認の申述の有無照会について

奈良家庭裁判所

相続放棄・限定承認の申述の有無照会とは、被相続人に対して利害関係を有する者が、相続放棄・相続の限定承認の申述をした相続人の有無を知るため、家庭裁判所に対し照会する手続です。**照会の手数料は不要ですが、電話でのお答えはしてありません。**

1 照会先の家庭裁判所について

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票又は戸籍の附票等で確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱われます。奈良家庭裁判所本庁、各支部及び出張所の管轄区域は次のとおりです。

□ 奈良家庭裁判所（本庁）

ア 所在地，管轄部署等

〒630-8213 奈良市登大路町35

家事訟廷記録係（0742-88-6521）

イ 管轄区域

奈良市，大和郡山市，天理市，桜井市，生駒市，山辺郡（山添村），生駒郡（平群町，三郷町，斑鳩町，安堵町）

□ 奈良家庭裁判所葛城支部

ア 所在地，管轄部署等

〒635-8502 大和高田市大字大中101-4

家事書記官室（0745-53-1774）

イ 管轄区域

大和高田市，橿原市，御所市，香芝市，葛城市，宇陀市，北葛城郡

(上牧町, 王寺町, 広陵町, 河合町), 高市郡(高取町, 明日香村), 磯城郡(川西町, 三宅町, 田原本町), 宇陀市, 宇陀郡(曾爾村, 御杖村), 吉野郡の内(東吉野村)

奈良家庭裁判所五條支部

ア 所在地, 管轄部署等

〒637-0043 五條市新町3-3-1

代表(0747-23-0261)

イ 管轄区域

五條市, 吉野郡の内(十津川村, 野迫川村)

奈良家庭裁判所吉野出張所

ア 所在地, 管轄部署等

〒638-0821 吉野郡大淀町大字下湊350-1

代表(0747-52-2490)

イ 管轄区域

吉野郡の内(大淀町, 下市町, 黒滝村, 天川村, 吉野町, 川上村, 上北山村, 下北山村)

2 照会することができる方について

相続人(相続放棄申述を受理された方は相続人に該当しません。)

被相続人に対する利害関係者(債権者等)

3 照会手順について

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の有無等についての照会書」及び「目録」を利用するなどして必要事項を記入し, 戸籍謄本等を添付のうえ, 上記1の管轄区域に対応する裁判所に送付してください。

□ 照会書及び目録の作成

記入の際、戸籍等(※)の記載どおりに正確に記入してください。

照会対象者は必ず記載してください。記載がない場合、回答できません。

なお、照会対象者の氏名に婚姻又は養子縁組等による変動がある場合には、旧姓等も必ず記入してください。

また、調査は記入された情報に基づいて行います。

おって、「目録」は原本1通及び写し1通を添付してください。

※ 日本国籍を有しない方については、住民票、死亡届記載事項証明書、死亡した外国人に係る登録原票の写し、家族関係登録簿、親子関係登録簿、親子関係公証書又は父母の記載のある出生証明書等のいずれか。

□ 照会書の添付資料等

照会書の添付資料等は、原則として次のとおりです。追加資料が必要な場合は、別途お知らせしますので、追送してください。

また、日本国籍を有しない方については、住民票、死亡届記載事項証明書、死亡した外国人に係る登録原票の写し、家族関係登録簿、親子関係登録簿、親子関係公証書又は父母の記載のある出生証明書等**(外国語で記載されているものは翻訳文を添付してください。)**のいずれかの公的書類を戸籍の代替としてください。

ア 相続人の場合

(ア) 被相続人の最後の住所地の住民票(本籍記載のもの)の写し(保存期間の経過等により取得できない場合には、その旨の証明書及び被相続人の死亡の記載のある戸籍(全部事項証明書)の写し、被相続人の最後の住所地に関する事情説明書)**(縮小コピー不可。以下同じ)**

(イ) 照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類(戸籍等)の写し

(ウ) 照会者が当該相続人本人であることを確認できる公的書類(運転免許証、

パスポート等)の写し

(エ) 返信用封筒(照会者の宛先宛名を記入して、郵便切手を貼付したもの)重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただきます。

イ 被相続人に対する利害関係者(債権者等)の場合

(ア) 照会者資格証明資料

a 法人のとき

照会者が当該法人の代表者(登記されてる支配人も可)であることを確認できる代表者事項証明書等の**原本**

b 法人でない社団又は財団法人のとき

照会者が当該法人でない社団又は財団の代表者であることを確認できる書類(マンション管理組合の理事長等代表者選任議事録及び管理組合規約等)の写し

c 個人の場合

利害関係者本人であることを確認できる公的書類(運転免許証、パスポート等)の写し

ただし、当初の利害関係者について相続が開始しており、照会者が当初の利害関係者の相続人であるときは、照会者が当初の利害関係者の相続人であることを確認できる書類(戸籍、相続放棄申述が受理されていない旨の家庭裁判所からの回答書等)の写し

(イ) 利害関係疎明資料

利害関係の内容、利害関係者及び債務者等の住所、氏名並びに生年月日等の個人特定情報を確認できる契約書、印鑑登録証明書、登記事項証明書、判決書等の写し(契約書等だけでは利害関係が把握できない場合には、利害関係を具体的に記載した利害関係説明書)

(ウ) 被相続人情報確認資料

被相続人の最後の住所地の住民票（本籍記載のもの）の写し（保存期間の経過等により取得できない場合には、その旨の証明書及び被相続人の死亡の記載のある戸籍（全部事項証明書）の写し、被相続人の最後の住所地に関する事情説明書）

(エ) 被相続人及び債務者等の同一性確認資料

被相続人と債務者等の住所の一致を確認できる住民票（本籍記載のもの）の写し又は戸籍の附票の写し（保存期間の経過等により取得できない場合には、その旨の証明書並びに被相続人及び債務者等の同一性に関する事情説明書）

(オ) 相続関係確認資料

債務者等の相続人について更に相続が開始しており、照会の対象となっている被相続人が債務者等の相続人であるときは、当該照会対象である被相続人が、債務者等の相続人であることを確認できる書類（戸籍、相続放棄申述が受理されていない旨の家庭裁判所からの回答書等）の写し

(カ) 債権回収委託関係確認資料

照会者が利害関係者から債権回収の委託を受けた者であるときは、利害関係者から照会者への委託を確認できる証明書の原本又は委託に関する契約書等の写し

(キ) 返信用封筒（照会者の宛先宛名（代表者宛ではなく支社、支店又は営業所等宛でも可）を記入して郵便切手を貼付したもの）

重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただきます。

ウ 代理人弁護士の場合

相続人又は被相続人に対する利害関係者（債権者等）から委任された弁護士である場合には、上記ア又はイの所要の資料に加えて委任状の**原本**

なお、**弁護士以外の方は代理人にはなれません。**

4 調査対象期間について

調査できる期間は、以下のとおりです。

なお、申述が受理された後、30年を経過しているものについては、調査不能ですので、回答できません。

(ア) 被相続人の死亡日が平成18年1月1日以降の場合

平成18年1月1日から調査日の前日まで。

(イ) 被相続人の死亡日が平成17年12月31日以前の場合

第1順位の相続人については、被相続人の死亡日から、それ以外の相続人については、先順位の相続人の相続放棄申述が受理された日から、それぞれ3箇月間に限って、回答します。

ただし、相続放棄の申述等が平成18年1月1日以降になされているときは、(ア)と同じ期間で回答できることがあります。

5 再照会の場合の添付資料について

「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」に対する回答から**1年以内**に同一の利害関係に基づいて再照会を行う場合には、前回「回答書」の写しを添付すれば、上記3記載の添付資料等（返信用封筒を除く。）は、添付を省略することができます。

ただし、照会者に関して変動があった場合（名称、代表者、住所の変更等）には、当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

6 相続放棄等の申述受理証明書の申請について

「相続放棄等の申述受理証明書の申請」に対する証明書の発行に当たっては、さらに添付資料が必要となる場合があります。なお、「相続放棄・限定承認の申

述の有無等の照会」と異なり，その発行に手数料（1件について収入印紙150円）が必要であることに注意してください。

また，「相続放棄等の申述受理証明書の申請」に先だって「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」がなされている場合には，回答書の写しも添付してください。